「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について(財務諸表等規則ガイドライン)

改 正 後	改正前
63-1-2 規則第63条第1項第2号のその他資本剰余金には、以下のものが含まれることに留意する。 1. 資本金及び資本準備金減少差益 2. 商法第289条第2項の規定により減少された資本準備金の額3. 自己株式処分差益	63 - 1 - 2 規則第63条第1項第2号のその他資本剰余金には、以下のものが含まれることに留意する。 1. <u>減資差益</u> 2.商法第289条第2項の規定により減少された資本準備金の額3.自己株式処分差益